

## 山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における 簡易型総合評価落札方式における事後審査試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部が所管する一般競争入札による農業農村整備事業業務委託に係る総合評価落札方式の試行において、技術資料の審査を開札後に優位の入札参加者から行い、適格の場合に落札決定する方式（以下「事後審査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超える簡易型総合評価落札方式の土木工事業務委託に事後審査を適用することができる。

### (自己評価申請書の提出)

第3条 入札参加者は自身の技術資料について、入札公告及び山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン（試行版）（山形県農林水産部農村整備課）（以下「ガイドライン」という。）をもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら算定する評価点（以下「自己評価点」という。）を自己評価申請書（様式1（事後審査））に記入し、入札公告に定めるところにより当該申請書を提出するものとする。自己評価点は、開札後に行う入札参加者の審査順を決定する際に用いられ、また、事後審査の際には評価点の上限値となるので、適正かつ誠実に記入するものとする。なお、自己評価申請書を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、本入札の参加資格を失うものとする。

### (技術資料の審査)

第4条 技術資料の審査は、記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合を行うものとする。

- 2 当該業務委託を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、入札参加者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、審査後の評価点は入札参加者の自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 3 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで、前項の審査を順次繰り返すものとする。
- 4 所管課長は、技術資料の審査に疑義が生じた場合は、VE審査会に諮り、当該審査会で審査するものとする。

### (落札者の決定方法)

第5条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、前条の規定により審査後の総合評価点が高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者が2者以上であるときは、その複数の者を落札候補者とする。

- 2 入札執行者は、開札後、落札決定を保留し、前項の落札候補者の技術資料について、確認を行う。
- 3 調査基準価格を下回る価格の落札候補者について、低入札価格調査における調査の結果、失格と判断された場合は、落札者とししない。
- 4 落札候補者が、前項に該当しないときは、当該者を落札者に決定するものとする。ただし、当該

者が2者以上となったときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 5 落札候補者が、第3項に該当するときは、当該者を除いて、前条及び前各項の規定による審査等を落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。
- 6 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に行うものとする。
- 7 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、入札結果（事後審査）（別紙業務総落3（事後審査））により行うものとする。

（技術資料審査結果に係る説明要求）

第6条 第4条の技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された評価点と相違があった者は、落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求められることができるものとする。

- 2 前項の規定により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に技術資料審査結果に係る説明書（様式2（事後審査））により回答するものとする。

（手続き）

第7条 入札公告から契約締結までの手続き及び所要日数は、別紙業務総落1（事後審査）及び別紙業務総落2（事後審査）を標準とする。

（様式等）

第8条 自己評価申請書等の様式等については、次の表によるものとする。

|                | 様式              | 備考          |
|----------------|-----------------|-------------|
| 技術資料に係る自己評価申請書 | 様式1（事後審査）通常型    |             |
|                | 様式1（事後審査）若手・女性型 |             |
| 技術資料提出書        | 様式業務総落1         | 「ガイドライン」による |
| 技術資料（企業評価）     | 様式業務総落2         |             |
| 技術資料（技術者評価）    | 様式業務総落3         |             |
| 技術資料審査結果に係る説明書 | 様式2（事後審査）       |             |
| 入札結果（事後審査）     | 別紙業務総落3（事後審査）   |             |
| 手続き            | 別紙業務総落1（事後審査）   |             |
| 開札後のフロー        | 別紙業務総落2（事後審査）   |             |

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式試行要綱」の関係規定の定めによるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 29 年 7 月 1 日以後施行伺いから適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 30 年 10 月 1 日以後に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 3 年 10 月 1 日以後に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 4 年 10 月 1 日以後に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に入札公告を行うものから適用する。

山形県知事 殿

業務名

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
連絡者  
氏名  
電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入のこと。]

| 評価項目             | 技術者評価   |   |  |   |  |   |                                       |   |  |  |   |  |    |  | 合計 |
|------------------|---|---|--|---|--|---|---------------------------------------|---|--|--|---|--|----|--|----|
|                  | 技術力   |   | 企業の信頼性・社会性   |   | 情報収集力                                      | 保有資格                                      | 専門技術力                                 |   | 専任性  | 情報収集力                                      | 技術研鑽                                      | 品質力  |    |  |    |
|                  | 似過<br>業去<br>務1<br>の0<br>年間<br>実績<br>の同<br>種・<br>類 | 成過<br>績去<br>評4<br>年度<br>にお<br>ける<br>平均<br>点 | 無施<br>設去<br>関活<br>連動<br>災(農<br>害農<br>対地<br>応・農<br>の業<br>地有<br>用域 | の等<br>有、<br>無イ<br>ンタ<br>ーシ<br>ョン<br>プテ<br>ーア<br>域 | 實過<br>績去<br>の2<br>年間<br>にお<br>ける<br>業<br>務 | 保<br>有<br>す<br>る<br>技<br>術<br>者<br>資<br>格 | 似過<br>業去<br>務1<br>の0<br>年間<br>の実<br>績 | 成過<br>績去<br>評4<br>年度<br>にお<br>ける<br>平均<br>点 | 務技<br>術者<br>の<br>従<br>事<br>し<br>て<br>い<br>る<br>業 | 経過<br>験去<br>の2<br>年間<br>にお<br>ける<br>業<br>務 | C<br>P<br>D<br>単<br>位<br>取<br>得<br>状<br>況 | 術照<br>査技<br>術者<br>の<br>保<br>有<br>す<br>る<br>技 |    |  |    |
| 最大評価点            | 3   | 5   | 3  | 3   | 4  |   |                                       |   |  |  |   |  | 18 |  |    |
| 自己評価点            |   |   |  |   |  |   |                                       |   |  |  |   |  | 0  |  |    |
| 対応する技術資料         | 様式業務総落2   |   |  |   |  | 様式業務総落3                                   |                                       |   |  |  |   |  |    |  |    |
| 発注者チェック欄<br>(備考) |   |   |  |   |  |   |                                       |   |  |  |   |  |    |  |    |

- 1 技術者評価の最大評価点は、入札公告 4(1)ロ(ロ)技術者の能力についての配点と一致していることを確認すること。
- 2 自己評価点は、当該点に入札価格に基づいて算定した価格点を加えた評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 3 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札公告、入札説明書及び「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン(試行版)(山形県農林水産部農村整備課)」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。
- 4 技術資料等の様式は、3のガイドラインによること。なお、様式は県HPからダウンロードが可能です。

山形県知事 殿

業務名

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
連絡者  
氏名  
電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入のこと。]

| 評価項目             | 技術者評価   |  |  |  |  |   |   |  |  |  |   |  |    |  | 合計 |
|------------------|---|--|--|--|--|---|---|--|--|--|---|--|----|--|----|
|                  | 技術力   |  | 企業の信頼性・社会性   |  | 情報収集力  | 保有資格                                      | 専門技術力   |  | 専任性  | 情報収集力  | 技術研鑽                                      | 品質力  |    |  |    |
|                  | 似過<br>業去<br>務1<br>の0<br>実年<br>績間<br>の同<br>種<br>・<br>類 | 成過<br>績去<br>評4<br>定年<br>点度<br>の平<br>均お<br>ける<br>業<br>務 | 無施<br>設業<br>関活<br>関動<br>連農<br>動度<br>災(農<br>対地<br>応・農<br>の業<br>の地<br>有用域) | の等<br>有、<br>無イ<br>ン活<br>タ、<br>ー農<br>シラ<br>ンお<br>プテ<br>等ィ<br>ア地<br>域) | 実過<br>績去<br>の2<br>有年<br>無間<br>にお<br>ける<br>業<br>務 | 保<br>有<br>す<br>る<br>技<br>術<br>者<br>資<br>格 | 若<br>手<br>・<br>女<br>性<br>技<br>術<br>者<br>の<br>配<br>置 | 成過<br>績去<br>評4<br>定年<br>点度<br>の平<br>均お<br>ける<br>業<br>務 | 務技<br>術者<br>の<br>従<br>事<br>し<br>て<br>い<br>る<br>業 | 経過<br>験去<br>の2<br>有年<br>無間<br>にお<br>ける<br>業<br>務 | C<br>P<br>D<br>単<br>位<br>取<br>得<br>状<br>況 | 術照<br>査技<br>術者<br>の<br>保<br>有<br>す<br>る<br>技 |    |  |    |
| 最大評価点            | 3   | 5  | 3  | 3  | 4  |   |   |  |  |  |   |  | 18 |  |    |
| 自己評価点            |   |  |  |  |  |   |   |  |  |  |   |  | 0  |  |    |
| 対応する技術資料         | 様式業務総落2   |  |  |  |  | 様式業務総落3                                   |   |  |  |  |   |  |    |  |    |
| 発注者チェック欄<br>(備考) |   |  |  |  |  |   |   |  |  |  |   |  |    |  |    |

- 1 技術者評価の最大評価点は、入札公告 4(1)ロ(ロ)技術者の能力についての配点と一致していることを確認すること。
- 2 自己評価点は、当該点に入札価格に基づいて算定した価格点を加えた評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 3 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札公告、入札説明書及び「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン(試行版)(山形県農林水産部農村整備課)」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。
- 4 技術資料等の様式は、3のガイドラインによること。なお、様式は県HPからダウンロードが可能です。

氏名又は名称  
 代表者氏名 様

部局長 (総合支庁長) 名

技術資料審査結果に係る説明書

説明要求のありました簡易型総合評価落札方式 (事後審査) における、自己評価点と入札結果に示された評価点との相違に係る審査内容は以下のとおりです。

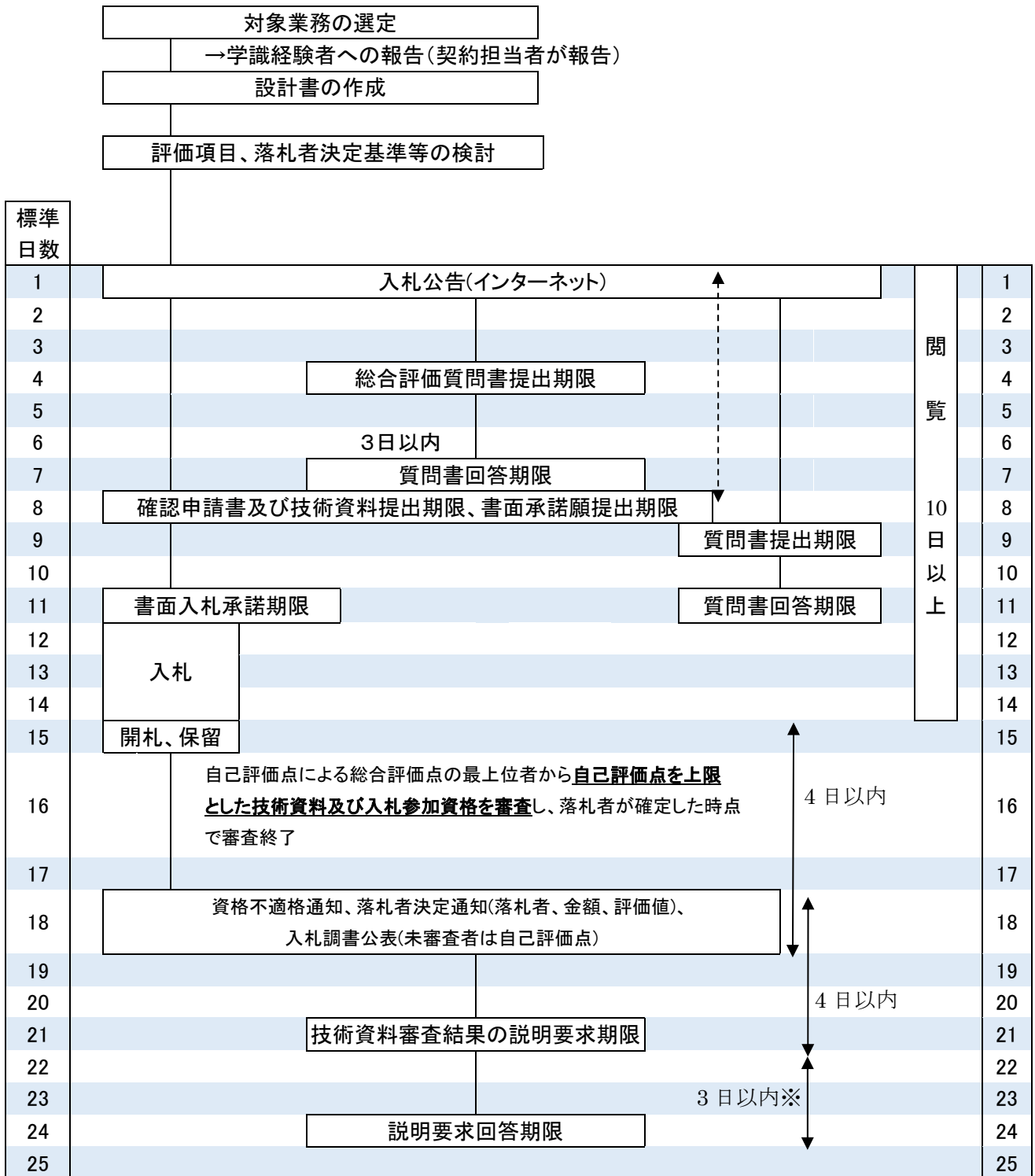
| 業 務 名        |             | 〇〇〇〇                        |       |         |  |
|--------------|-------------|-----------------------------|-------|---------|--|
| 評 価 項 目      |             | 自 己<br>評 価 点                | 評 価 点 | 審 査 内 容 |  |
| 企 業<br>評 価   | 技術力         | 企業の業務実績(同種・類似業務)            |       |         |  |
|              |             | 企業の業務成績                     |       |         |  |
|              | 信頼性・<br>社会性 | 企業の地域貢献度(災害対応)              |       |         |  |
|              |             | 企業の地域貢献度(ボランティア等、インターンシップ等) |       |         |  |
|              | 情報収集力       | 企業の業務実績(業務実施箇所)             |       |         |  |
| 技 術 者<br>評 価 | 保有資格        | 技術者資格                       |       |         |  |
|              | 専門技術力       | 技術者の業務経験(同種・類似業務)           |       |         |  |
|              |             | 若手・女性技術者の配置                 |       |         |  |
|              |             | 技術者の業務成績                    |       |         |  |
|              | 専任性         | 技術者の専任性                     |       |         |  |
|              | 情報収集力       | 技術者の業務経験(業務実施箇所)            |       |         |  |
|              | 技術研鑽        | 技術者のCPD(継続教育)               |       |         |  |
| 品質力          | 照査技術者資格     |                             |       |         |  |

(備考)

申請者の自己評価点と入札結果に示された評価点に相違があり、申請者より説明を求められた評価項目についてのみ記載すること。

山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における  
総合評価落札方式(簡易型事後審査)の手続き

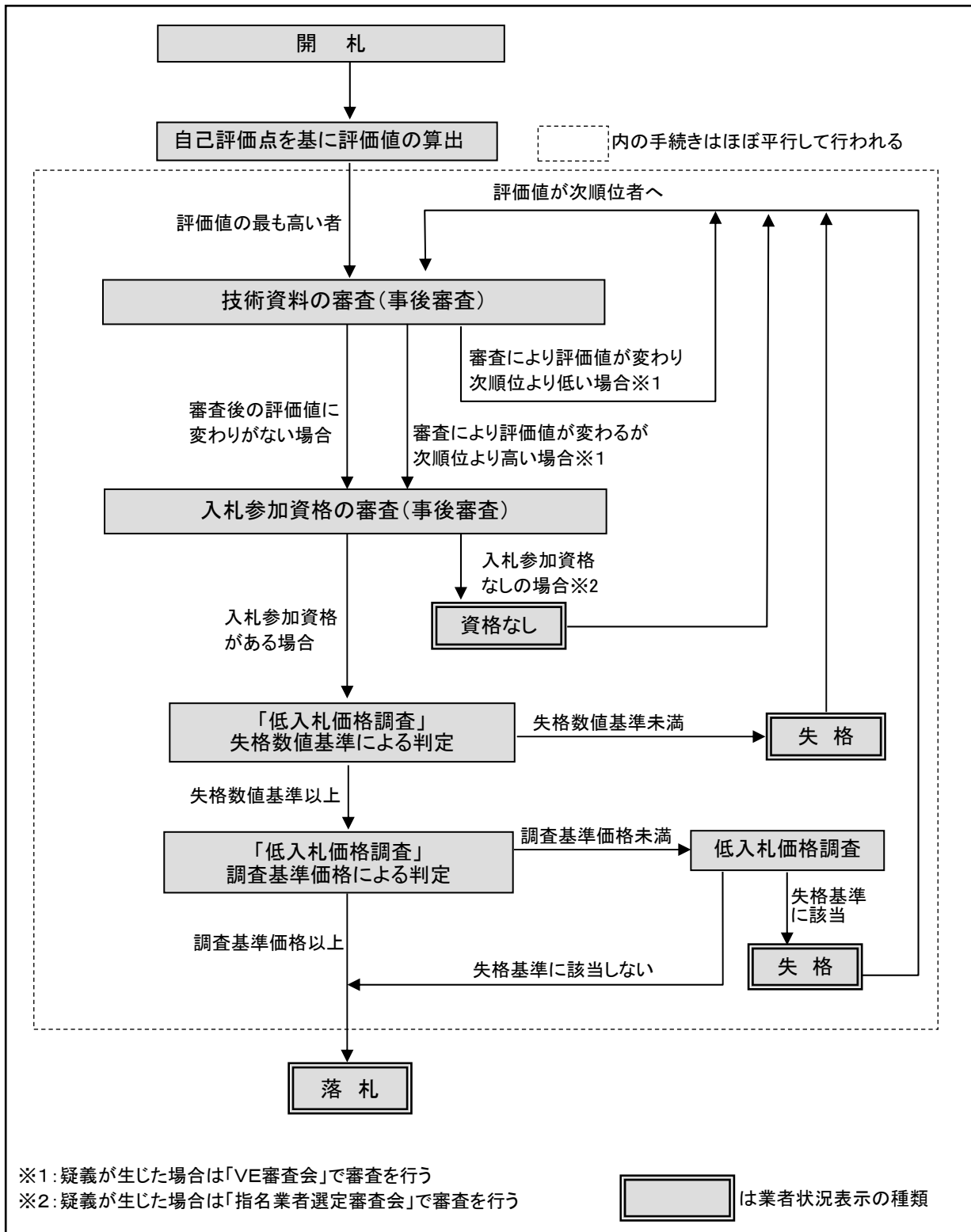
←学識経験者の意見聴取(農村整備課で意見聴取：簡易型の評価項目、基準等)



→学識経験者への報告(契約担当者が報告)

- (注) 1 業務の内容、規模等により適宜設定すること。  
 2 標準日数は、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。  
 3 「3日以内※」は、「説明要求を受理した日から原則として3日以内」とする。

### 簡易型総合評価落札方式(事後審査)における開札後のフロー





# 入札結果（事後審査）

施行番号

委託名 令和〇〇年度 〇〇事業 〇〇〇〇 〇〇業務委託

施行場所 〇〇市大字〇〇地内

入札年月日 令和〇〇年〇月〇日

予定価格（税抜き）(A)  円

調査基準価格  円

失格基準価格  円

総合評価の分類

| 番号 | 第1回<br>入札者 | 技術点      |           |           |      | 入札価格<br>(C) 円 | 価格点<br>(D) | 品質等確実点<br>(E) | 予定価格<br>≥<br>入札価格 | 入札価格<br>≥<br>調査基準価格 | 総合評価点<br>B+D+E | 順位 | 備考 | 技術資料<br>審査 | 入札参加<br>資格審査 |
|----|------------|----------|-----------|-----------|------|---------------|------------|---------------|-------------------|---------------------|----------------|----|----|------------|--------------|
|    |            | 企業<br>評価 | 技術者<br>評価 | 技術力<br>評価 | 計(B) |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 1  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 2  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 3  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 4  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 5  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 6  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 7  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 8  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 9  |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 10 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 11 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 12 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 13 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 14 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |
| 15 |            |          |           |           |      |               |            |               |                   |                     |                |    |    |            |              |

- (注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。（円未満切捨て）  
 2 価格点及び総合評価点の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。  
 3 本案件は、簡易型総合評価落札方式で、開札後に落札候補者のみについて、自己評価点を上限とした技術資料の審査を行う事後審査方式である。  
 このため、「技術資料審査」及び「入札参加資格審査」欄の表記内容は下表のとおりである。

| 表記    | 「技術資料審査」       | 「入札参加資格審査」     |
|-------|----------------|----------------|
| ○     | 審査の結果 評価点に修正なし | 審査の結果 入札参加資格あり |
| ×     | 審査の結果 入札参加資格なし | 審査の結果 入札参加資格なし |
| ※     | 審査の結果 評価点を修正   |                |
| 〃空欄〃  | 未審査            | 未審査            |
| 申請書なし | 「自己評価申請書」未提出   |                |